

令和 6 年

第 1 回西原村臨時会会議録

令和 6 年 2 月 7 日

令和 6 年 2 月 7 日

熊本県阿蘇郡西原村議会

## 令和6年第1回臨時会会期日程表

月	日	曜	開 議 時 刻	区 分	日 程	備 考
2月	7日	水	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"><li>・開会</li><li>・会期の決定</li><li>・村長提案理由説明</li><li>・議案審議 (承認第1号～ 議案第4号)</li></ul>	

# 提出議案等

(令和6年2月7日提出)

(村長提出議案)

- |        |  |
|--------|--|
| 承認第 1号 | 専決処分の報告及び承認について「(専第8号) 令和5年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算(第3号) について」 |
| 承認第 2号 | 専決処分の報告及び承認について「(専第1号) 令和5年度西原村一般会計補正予算(第7号) について」         |
| 議案第 1号 | 令和5年度西原村一般会計補正予算(第8号) について                                 |
| 議案第 2号 | 令和5年度西原村工業団地造成事業特別会計補正予算(第2号) について                         |
| 議案第 3号 | 工事請負変更契約の締結について(西原村運動公園テニスコート整備工事)                         |
| 議案第 4号 | 工事請負変更契約の締結について(西原村運動公園遊戯施設整備工事)                           |

## 目 次

### 第1号（2月7日）

議事日程第1号	1
応招議員氏名	2
出席議員氏名	3
事務局職員出席者	3
説明のため出席した者の職氏名	4
開会・開議	5
日程第 1 会議録署名議員の指名について	5
日程第 2 会期の決定について	5
日程第 3 村長提案理由説明（承認第1号～2号・議案第1号～4号）	5
日程第 4 承認第 1号 専決処分の報告及び承認について 「（専第8号）令和5年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について」	7
日程第 5 承認第 2号 専決処分の報告及び承認について 「（専第1号）令和5年度西原村一般会計補正予算（第7号）について」	10
日程第 6 議案第 1号 令和5年度西原村一般会計補正予算（第8号）について	12
日程第 7 議案第 2号 令和5年度西原村工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）について	14
日程第 8 議案第 3号 工事請負変更契約の締結について （西原村運動公園テニスコート整備工事）	15
日程第 9 議案第 4号 工事請負変更契約の締結について （西原村運動公園遊戯施設整備工事）	15
閉 会	23
署 名	25

第 1 号 ( 2 月 7 日 )

## 令和6年第1回西原村議会臨時会会議録

令和6年2月7日、令和6年第1回西原村議会臨時会が西原村役場に招集された。

令和6年2月7日（水曜日） 議事日程第1号

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 村長提案理由説明（承認第1号～第2号・議案第1号～第4号）
- 日程第 4 承認第 1号 専決処分の報告及び承認について「（専第8号）令和5年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について」
- 日程第 5 承認第 2号 専決処分の報告及び承認について「（専第1号）令和5年度西原村一般会計補正予算（第7号）について」
- 日程第 6 議案第 1号 令和5年度西原村一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第 7 議案第 2号 令和5年度西原村工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 8 議案第 3号 工事請負変更契約の締結について（西原村運動公園テニスコート整備工事）
- 日程第 9 議案第 4号 工事請負変更契約の締結について（西原村運動公園遊戯施設整備工事）

1、応招議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	山 下 一 義 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	山 下 一 義 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	堀 田 隆 二 君
議会事務局書記	灰 瀬 聖 奈 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	吉井誠君
副村長	松山兼二君
教育長	竹下良一君
総務課長	林田浩之君
企画商工課長	堀田和也君
教育課長	山田孝君
水道課長	廣瀬太君
住民福祉課長	廣瀬龍一君

○議長（山下一義君）皆さん、おはようございます。

本日は全員出席であります。

第1回の臨時会が招集されましたところ、定足数に達しておりますので、令和6年第1回西原村議会臨時会を開会します。

ただいまから本日の会議を開きます。本日の会議は、議事日程第1号のとおり行います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番議員、桂悦朗君、1番議員、尾崎幸穂君を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、よって会期は、本日1日限りに決定しました。

日程第3、村長に提案理由の説明を求めます。

（村長 吉井 誠君 登壇 説明）

○村長（吉井 誠君）皆さん、おはようございます。

令和6年第1回西原村議会臨時会の招集をお願いしましたところ、議員各位におかれましては大変ご多忙の中、全員のご出席を賜り誠にありがとうございます。

まずもって、本年は新年早々、能登半島沖地震、また航空機事故など大変な幕開けとなりました。お亡くなりになられました方々に対しまして追悼の意を表しますとともに、被災されました方々にお見舞いを申し上げ、一日も早い復旧、そして復興を願うものであります。この西原村も熊本地震の際には石川県より多くの方々が応援職員やボランティアとして、また、多大な義援金やご支援をいただきました。西原村も穴水町へ災害廃棄物等の業務で1月11日から18日まで、また、輪島市、七尾市へ様々な復旧関連の業務で順次派遣をしているところでございます。

あわせて、ふるさと納税の災害支援代理寄附の受付を行っておりまして、現在、全国より1,900万円を超えるご支援を頂いているところでございます。議員各位におかれましても熊本地震からの恩返しとして、ご支援・ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、今回の臨時会は、専決処分の承認、補正予算及び工事請負変更契約の締結についてお願いするものでございます。

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

承認第1号、専決処分の報告及び承認について「(専第8号)令和5年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について」ご説明いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,296万5,000円と定めるものでございます。

令和5年11月30日に、秋田原水源2号取水ポンプにおいて、絶縁不良原因による故障が発生し、緊急的な代替措置として仮設ポンプを設置するとともに、仮設置期間に絶縁不良となった原因究明を早急に行うため、予算措置が急遽必要であり、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきました。

詳細につきましては、水道課長よりご説明いたします。

続きまして、承認第2号、専決処分の報告及び承認について「(専第1号)令和5年度西原村一般会計補正予算(第7号)について」ご説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ69億689万8,000円とするものでございます。

令和6年1月1日に発生しました能登半島地震に係る被災市町村への支援として、ふるさと納税の災害支援代理受付寄附金及び人的支援を行うため、また、西原中学校において、水道管の漏水が判明し緊急に修繕を行う必要があるため、予算補正が急遽必要であり、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただきました。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

続きまして、議案第1号、令和5年度西原村一般会計補正予算(第8号)についてご説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,348万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ69億4,038万4,000円とするものでございます。

歳入歳出の主なものについて申し上げますと、歳入では、総務費国庫補助金3,348万6,000円の増額補正でございます。歳出につきましては、民生費の社会福祉総務費3,348万6,000円の増額補正でございます。

物価高騰により厳しい状況にある生活者等への支援として、政府のデフレ完全脱却のための総合経済対策による低所得世帯支援として、現在、住民税非課税世帯に対して1世帯当たり7万円の給付を行っておりますが、これに加え、住民税均等割のみ課税世帯に対して1世帯当たり10万円及び低所得者

の子育て世帯に対して子ども1人当たり5万円の加算給付支援を行うものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第2号、令和5年度西原村工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回の補正予算につきましては、予算総額の変更はございませんが、現在進めております鳥子地区新工業団地の造成事業につきまして、工期等を考慮し、繰越明許費を設定するものでございます。

詳細につきましては、企画商工課長よりご説明いたします。

続きまして、議案第3号から4号につきましては、全て工事請負変更契約の締結についてでありますので、一括して提案をさせていただきます。

議案第3号、工事請負変更契約の締結について「西原村運動公園テニスコート整備工事」。

続きまして、議案第4号、工事請負変更契約の締結について「西原村運動公園遊戯施設整備工事」。

以上2件につきましては、契約の変更が必要となりましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、企画商工課長よりご説明いたします。

以上、本臨時会にご提案しました承認2件、議案4件、以上6件の合計6件につきましては、議員各位におかれましては慎重審議をしていただき、議決を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。大変お世話になります。よろしく申し上げます。

○議長（山下一義君）以上で、村長の提案理由の説明は終わりました。

日程第4、承認第1号、専決処分の報告及び承認について「（専第8号）令和5年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

内容の説明を水道課長に求めます。

（水道課長 廣瀬 太君 登壇 説明）

○水道課長（廣瀬 太君）おはようございます。

承認第1号につきましてご説明いたします。

承認第1号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和6年2月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

次のページをお願いいたします。

専第8号、令和5年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）。

令和5年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,296万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月20日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきましてご説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。

歳出予算でございます。

款1、水道事業費、項1 営業費用、目1 業務費、節14 工事請負費217万8,000円の増額補正。この財源につきましては、予備費より同額を補填するものであります。

令和5年11月30日に、水道事業中央監視システムにおいて、秋田原水源2号取水ポンプの故障が発せられました。ポンプ設置業者へ緊急的な調査等を依頼し、水中ポンプを井戸に設置したままの状態による調査において、水中ポンプの絶縁不良による過負荷に伴う故障とは判明したものの、その絶縁不良となった理由の原因が特定できず、機械的においてポンプ使用不可能との報告を受け、こうした状況の中で今後の方向性などを協議してきたところでございます。

この水中ポンプは約2年前に同じく絶縁不良での故障により更新設置したものであり、その当時の故障原因も水中ポンプを引き上げた上で、現地での分解作業によりモーター内部損傷までは判明したが、原因の詳細においては最終的に不明のままであったため、ポンプメーカーにより原因究明策としてモーター温度や絶縁抵抗を測定、電圧・電流や過負荷・低負荷などが監視でき、温度感知による自動ポンプ停止機能を備えた電動機保護ユニットを装着され、経過監視をしてきたところです。

今回の対応策としては、ポンプメーカーに工場での詳細な分解調査による原因究明をさせるとともに、原因と内容次第においては別メーカーポンプに変更することや、井戸などの不具合状況に応じた改善など対応も必要になる可能性もあります。

また通常、秋田原水源の取水ポンプは1号、2号の交互運転での運用となっておりますが、1機のみでの運用となるとポンプに過剰な負荷がかかり、さらに、その1機の故障による断水リスクが高くなると予測されます。

予備ポンプ等もなく年末年始を迎える前だったために、さらに、緊急時の対応が難しい状況でございました。

そのため、まずは、中古のポンプを仮設として設置した上で、1か月程度

の原因究明期間を取るための仮復旧を早期に行うための費用として、専決処分により予算を計上させていただきました。近日中には故障における報告が上がってくる予定としております。

なお、ポンプの本設置費用につきましては、ポンプの納期日程及び設置における工程等を勘案した上で、3月議会定例会において補正予算または新年度当初予算により上程させていただく予定としております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

7番議員、西口君。

○7番議員（西口義充君）今の説明の中で、ポンプ入れ替えて2年ぐらいしかたってなくて、また故障したというような報告でしたけれども、本来なら大体何年ぐらいもてる品物なのかを教えていただければ。

○議長（山下一義君）水道課長。

○水道課長（廣瀬 太君）ただいまの質問にお答えいたします。

本来、ある程度減価償却としましては大体15年ぐらいで出されているものがございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）7番議員、西口君。

○7番議員（西口義充君）じゃ、2年ということは、まだポンプ自体の保証期間というのはあるんですか、ないのですか。

○議長（山下一義君）水道課長。

○水道課長（廣瀬 太君）お答えいたします。

通常の保証としましては1年というのがございまして、こちらにつきましても、ポンプメーカーに問い合わせして1年、2年弱ぐらいではございましたけれども、故障で保証はどうなるのかというところを確認しましたところ、保証としての対応はちょっと厳しいという回答は得ているところでございます。なお、調査に関しましては、まだ調査の結果が上がってきていませんので、その後の確認及び対応になってくるかと思っております。以上でございます。

○議長（山下一義君）7番議員、西口君。

○7番議員（西口義充君）では、ポンプ入替えには相当な金額がかかると思うんですけども、大体予算的にはお幾らぐらいか分かっておりますか。

○議長（山下一義君）水道課長。

○水道課長（廣瀬 太君）お答えいたします。

最近のこの同じ程度のポンプの入替え費用としましては、約400万円から500万円が過去の金額だったかと思っております。以上でございます。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(山下一義君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第1号、専決処分の報告及び承認について「(専第8号) 令和5年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について」を原案どおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、承認第1号は原案どおり承認されたものと決定します。

日程第5、承認第2号、専決処分の報告及び承認について「(専第1号) 令和5年度西原村一般会計補正予算(第7号)について」を議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 林田浩之君 登壇 説明)

○総務課長(林田浩之君) おはようございます。

承認第2号についてご説明いたします。

ファイルを開いてください。

承認第2号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をした事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和6年2月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

2ページをお願いいたします。

専第1号、令和5年度西原村一般会計補正予算(第7号)。

令和5年度西原村の一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億689万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年1月5日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

令和6年1月1日に発生した能登半島地震に係る被災市町村への支援として、ふるさと納税の代理寄附受付及び人的支援を行うため、また、西原中学校において水道管の漏水が判明し、緊急に修繕を行う必要があるため予算補正が急遽必要であり、緊急を要し議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきました。

歳入歳出の主なものについてご説明いたします。

7ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款18寄附金、項1寄附金、目3ふるさと納税寄附金3,000万円の増額補正でございます。災害支援代理受付寄附金の増でございます。

8ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費240万円の増額補正でございます。災害支援関連予算の増でございます。

款項同じく目8企画費3,104万円の増額補正でございます。災害支援代理受付寄附金関連予算の増でございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

2番議員、高本君。

○2番議員（高本孝嗣君）2番、高本です。

一般管理費のほう、ちょっとお伺いしたいというふうに思っております。災害支援関連普通旅費ということでございますけれども、現在、多分能登半島の地震のほうに行かれた方々の旅費だろうと思っておりますけれども、今現在、何名の職員が行って、そして、何名来られて、将来的にどのような状況で村として支援していくのか、応援していくのかをちょっと村長に伺いたいと思います。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）高本議員のご質問にお答えいたします。

現在、お正月から地震があつて、先ほど申しましたとおり、1月11日から18日まで災害廃棄物処理の対応、また、初期対応について職員2名を派遣しております。また今週、第1回目につきましては、厚労省直轄で災害支援で職員を出してほしい、環境省から直轄で職員を登録しております、その職員に対しまして支援をしてほしいということで、電話がかかって対応しているような状況でございます。

今週も七尾市のほうに災害廃棄物の初期対応ということで行っているところでございます。来週からあわせまして、先週、先々週を使いまして熊本県の支援が輪島市のほうに決まっております、その熊本県の第1陣として職員が1名。次の予定は第3陣、恐らく第4陣、熊本県の市町村で割当てが入ってまいりますので、そこで大体1陣か2陣置き間隔で輪島市のほうへ職員が派遣される予定となっております。

あわせまして、個別で他市町村、被災された市町村から問合せがあつた分に関しましては、その都度電話対応であったり、もしくは現地へ向かうこともあるかと思っております。

また、今後想定されるのがお風呂関係なんですけれども、西原村、お風呂を持っておりまして、恐らく自衛隊の支援が切れる前後にご相談があるかと思うんですけれども、そこにつきましても、今後問合せがあった市町村とか、こちらから出向いた市町村に対しまして、必要な支援に対してできるだけ恩返しができるように対応していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第2号、専決処分報告及び承認について「（専第1号）令和5年度西原村一般会計補正予算（第7号）について」を原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、承認第2号は原案どおり可決されました。

日程第6、議案第1号、令和5年度西原村一般会計補正予算（第8号）についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 林田浩之君 登壇 説明）

○総務課長（林田浩之君）議案第1号についてご説明いたします。

ファイルを開いてください。

議案第1号、令和5年度西原村一般会計補正予算（第8号）。

令和5年度西原村の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,348万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億4,038万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

物価高騰により厳しい状況にある生活者等への支援として、政府のデフレ完全脱却のための総合経済対策により、低所得世帯支援として、現在、住民税非課税世帯に対して1世帯当たり7万円の追加給付を行っておりますが、これに加え、住民税均等割のみ課税世帯に対して1世帯当たり10万円、及び

低所得者の子育て世帯に対して子ども1人当たり5万円の加算給付支援を行うものでございます。

歳入歳出の主なものについてご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目6総務費国庫補助金3,348万6,000円の増額補正でございます。電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の増額でございます。

7ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費3,348万6,000円の増額補正でございます。均等割課税世帯及び子ども加算給付金関係の予算等の増でございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

1番議員、尾崎君。

○1番議員（尾崎幸穂君）1番議員の尾崎です。

7ページの学校管理費のところの維持管理費に給水管漏水修繕があると思うんですが、中学校のほうは19万6,000円だったんですが、小学校が55万円ですね。この金額の差というか、こっちの小学校のほうはひどかったとか、範囲が広いとかそういうことなのでしょうか。

○議長（山下一義君）教育課長。

○教育課長（山田 孝君）尾崎議員のご質問にお答えします。

中学校のほうの修繕費は校舎と校舎の間、そして泥の部分での施工になりましたので、比較的簡単な工事で給水管のところまでたどり着くことができるという工事でした。

今度、河原小学校の漏水の工事箇所につきましては、旧校舎の地下であるということが、ちょっと今見込まれております。ですので、コンクリートしてある部分、それと校舎の下への作業というところがございますので、金額のほうは少し上がっているというような状況でございます。以上です。

○議長（山下一義君）よろしいですか、はい。ほかに質疑ございませんか。

4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）4番議員、堀田です。

この物価高騰対応重点支援で、低所得者は大体低所得者なのかなと思う。均等割のみ、均等割というのは村長、分かりますか、のみ。多分、分からんと思います。ここにおられるほとんどの方が分からんと思います。一応、廣瀬課長、この辺は均等割とは何ぞやというところをお答え願いたいと思いま

す。

○議長（山下一義君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（廣瀬龍一君）ただいまのご質問にお答えいたします。

均等割というのが住民税での税になりますけれども、住民税のほうは均等割と所得割というふうに分けられておりますけれども、今回、給付金のほうは均等割のみ課税世帯という表現になっておりますけれども、均等割というのが、それぞれ前年の所得金額の多少にかかわらず、ある一定の所得がある方、全員に均等に負担していただく税という形になっております。

西原村のほうでは村民税が3,500円プラス県民税が2,000円ということで、合計5,500円が均等割額という形になっております。この均等割が課税される方、課税されない方、この基準のほうなんですけれども、こちらのほうは、先ほども申し上げた、ある一定の所得というふうに申し上げましたけれども、こちらのほうも合計所得のほうは、これは例えば単身世帯の方、扶養をされていない方、こちらにつきましては38万円を超える方が均等割がかかるという形になっております。以上でございます。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第1号、令和5年度西原村一般会計補正予算（第8号）について、原案どおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって議案第1号は、原案どおり承認されたものと決定します。

日程第7、議案第2号、令和5年度西原村工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

内容の説明を企画商工課長に求めます。

（企画商工課長 堀田和也君 登壇 説明）

○企画商工課長（堀田和也君）議案第2号についてご説明いたします。

議案第2号をお開きいただきたいと思います。

議案第2号、令和5年度西原村工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）。

令和5年度西原村工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

繰越明許費。

第1条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和6年2月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきましてご説明申し上げます。

2ページをお願いします。

第1表、繰越明許費でございます。

款、項、事業名、金額の順で読み上げます。

1事業費、1事業費、工業団地造成事業6億3,879万5,000円。こちらにつきましては、現在進めております鳥子地区新工業団地造成事業において、現在の進捗状況及び今後の工事の発注計画を考慮して、今回、繰越事業とするものでございます。

現在の造成事業の進捗といたしましては、開発申請の許可及び農地転用の許可につきまして今月中旬頃に許可が下りる見通しであり、その後に伐採及び流末排水路の工事を発注予定で進めております。なお、予算総額につきましては、金額の変更はございません。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第2号、令和5年度西原村工業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（山下一義君）起立多数であります。

よって、議案第2号は原案どおり可決されました。

日程第8と日程第9、議案第3号、議案第4号につきましては、工事請負契約の締結についてを一括審議といたします。

内容の説明を企画商工課長に求めます。

（企画商工課長 堀田和也君 登壇 説明）

○企画商工課長（堀田和也君）議案第3号から議案第4号、以上2件につきましては、全て工事請負変更契約の締結についてであります。同じ条文でありますので、以下については一括して契約の内容を説明させていただきます。

まず、第3号議案についてご説明いたします。

議案第3号をお開けください。

議案第3号、工事請負変更契約の締結について。

次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和6年2月7日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

1、契約の目的、社総公第1号、西原村運動公園テニスコート整備工事。

2、変更前契約金額6,760万500円（税抜額6,145万5,000円）、変更後契約金額7,385万1,800円（税抜額6,713万8,000円）。625万1,300円の増となっております。

3、契約の相手方、所在地、福岡県久留米市東合川1丁目5番27号、会社名、株式会社スポーツテクノ和広九州支店、代表者、取締役支店長、野見山竜一。

主な工事の変更内容といたしまして、整備いたしますテニスコートにおいて、発注後に管理者との協議及びテニス競技関係者などからの聞き取り、及び県や熊本市などの類似施設等の整備状況を確認した結果、利用者の利便性や各種大会などの開催に必要な設備を追加する必要があるため、当初計画には計上しておりませんでした。プレーヤーや観覧者等が利用できるベンチやテーブル等の追加、あわせて、本年4月からの供用開始に併せてテニス競技に必要なポストやネット、審判台の設置を追加して整備を行うものでございます。

説明は以上でございます。

続きまして、議案第4号についてご説明いたします。

議案第4号をお開きください。

1、契約の目的、社総公第3号、西原村運動公園遊戯施設整備工事。

2、変更前契約金額8,135万6,000円（税抜額7,396万円）、変更後契約金額9,626万8,700円（税抜額8,751万7,000円）。1,491万2,700円の増となっております。

3、契約の相手方、所在地、熊本県熊本市東区佐土原1丁目16番37号、会社名、株式会社緑研、代表者、代表取締役、佐土原博。

主な工事の変更内容といたしまして、遊戯施設広場において発注後に管理者及び子育て世代の親子等からの聞き取り、及び近隣の類似施設等の利用者の安全確保における公園の整備状況について確認いたしました結果、今後の利用者の安全確保のための設備を追加する必要があるため、当初計画には計上しておりませんでした。親御さんが子どもの見守りをするスペース及び休憩するためのスペースのベンチやテーブル等の追加、また、園内には木陰等のスペースもないことから、利用者の熱中症リスクの軽減や雷等の発生時における緊急の避難場としての機能を持った屋根つきの日差しよけ、及び屋外の時計など施設を利用する方々への安心と安全の確保及び利便性の向上を

図るために、追加して施工を行うものであります。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。議案第3号について質疑ございませんか。

9番議員、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）9番、桂です。

先ほど説明もありましたが、このテニスコート、この周りに水道がないということで、議員の皆さんから質問があったんですよね。村長はどう思われるのかなと思って。これテニス大会とあって、ここでテントを、多分学校とかそういうところがテントをされると思うんですよね。そしたら、ご飯食べるにしても手洗うところもない。体育館の横に水道ありますということですけども、そういうときには多くの人がここに集まるわけですよね。手洗うところもない、ちょっと水を飲むところもないというのはちょっと違うんじゃないかな。だから、そこらあたりで、やっぱりそういう設備はつけてもらいたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）桂議員のご質問にお答えいたします。

私ども、その後、現地も見まして手洗いとか水飲む施設がないということで、やっぱり桂議員と同じような感じを持っています。今後、二重工事にならないように、できますならば残工事等も考慮しまして前向きに考えていければと思います。もし今年の工事費で不足が出る場合は、新年度または3月補正予算で対応していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）9番議員、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）それでは、設備を整えるということでいいですかね。以上です。

○議長（山下一義君）1番議員、尾崎君。

○1番議員（尾崎幸穂君）1番議員、尾崎です。

第4号のところ、幼児広場とか遊戯施設のところにはトイレはないというところなんですけど、道を渡るのが下の駐車場のところからしかないですよね。多分トイレは体育館かその隣の芝生広場のところにあったと思うんですが、どっちに行くにしてもそこの下の横断歩道からしか行けないとなると、真っすぐ行けば外のトイレのほうが近いかなとは思いますが、そちらのほうに横断歩道などを造る予定とかは特に今ない感じですかね。

○議長（山下一義君）尾崎議員、今のは第4号、この後にしますので。3号から、すみません。3号議案について質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(山下一義君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第3号、工事請負契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、議案第3号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第4号について質疑ございませんか。

1番議員、尾崎君。

○1番議員(尾崎幸穂君) すみません。1番議員、尾崎です。

第4号議案の遊戯施設からのトイレに行く状況ですね。図面の下のほうにある横断歩道しか、1か所しかないと思うのですが、芝生広場のほうに行く、図面の上のほうにも横断歩道をつける予定とかはございませんか。

○議長(山下一義君) 企画商工課長。

○企画商工課長(堀田和也君) 尾崎議員のご質問にお答えいたします。

今当初、計画しているのは体育館の身体障害者用駐車場の横についての横断歩道のみというふうになっております。北側のほうにつきましては、トイレのほうに近いということもございますけれども、歩行者の横断場所を分散させるということで車両等の事故等のリスクも多くなると思いますので、基本的には歩行者の横断場所につきましては、こちらの1か所に制限させていただきたいというふうに思っております。

あと、トイレの利用につきましては、先ほど尾崎議員が申されましたとおり、芝生広場の北側か体育館の中というふうなところになっております。この辺につきましては、やっぱり歩行者の安全、あと車の通行等の件もありますので、安心・安全というために横断歩道を1か所に絞らせていただいたというところがございます。ご理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長(山下一義君) 1番議員、尾崎君。

○1番議員(尾崎幸穂君) 子どもの足ではちょっとぐるっと回るのに時間がかかるのではないかなと思うんですが、その辺、子ども目線で考えてはどうお考えですか。

○議長(山下一義君) 企画商工課長。

○企画商工課長(堀田和也君) お答えします。

あくまで横断歩道は1か所になっております。ただ、この南北に延びる道路につきましては、フェンス等はございません。ですので、その辺につきましては、利用者の責任の下、横断するということは可能なかなというふうに考えておりますけれども、村としてはこの横断歩道1か所で安全に横断

していただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）尾崎議員のご質問に対しまして、私もちょっと今想像した限りでは、やはり危ないんじゃないかというふうに思っております。2つ考えがありまして、横断歩道を設ける、または管内の道路をあんまりスピードが出ないとか減速させる方法があるんじゃないかというふうに思っておりますので、この件に関しましては、一旦できてからか、もしくはやっている途中に対応できるようにであれば対応していきたいというふうに思っております。また、何かほかにいい案等がありましたら議員の皆様からもお話を伺って取り入れていければというふうに思います。以上です。

○議長（山下一義君）1番議員、尾崎君。

○1番議員（尾崎幸穂君）フェンス等がないということだったので、そのまま横断歩道じゃなくてもいけるということだったんですが、やはり子どもたちは見ずにぱっと飛び出して行ってしまう可能性があるんで、できれば先ほど言われたような減速措置、もしくは横断歩道をもう1か所設置などを考えていただければと思います。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑。

6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）6番、中西です。

金額のすごいので、主な一番高いのは何かとか幾つか、何でこんなに高く、高くなったのが駄目とかいうことではなくて、安全とかも含めていろいろ検討されて、されているわけだから、主な増額と。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（堀田和也君）中西議員のご質問にお答えします。

今回の工事変更契約につきましては、遊具の変更はございません。先ほど説明いたしましたように子どもたちの安心・安全、あわせて見守りされる保護者様の安心・安全のためにベンチ、サポートベンチ、あと先ほど申しました屋根付日よけ、そういったのを追加で施工させていただく予定でございます。そちらの追加分がこちらの金額の増というふうなところでございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）いや、もともと屋根はあるところで計画であったはずだから、そんなに急に一千何百万円も下がるのかというのが私の思いです。あと、外灯とか急に変わるわけではないわけですね。外灯の数とかが変わったわけではない。あれは夜間もずっとついているような形になるんでしょうか、外灯の明かりは。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（堀田和也君）今、駐車場に設置してある外灯のことで大丈夫

ですか。そちらのほうにつきましては、タイマーを設定しておきまして、深夜12時頃で切れるというところで把握をしているところでございます。また、暗くなったらつくというふうなところで設定をしている状況でございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）何で質問したかという、要は防犯のほうでちょっと気になって。やはり駐在所さんとも一緒に回ったりしています、少年補導の関係で。やっぱりどうなるんだろう、やってみなければ分からない話なんですけれども、なぜかと言うと、やっぱりちょっと子どもたちが寄りやすい場所になるのではないかという不安と、なぜかと言うと、トイレがあるからです。残念ながらトイレご存じですか。多目的は鍵がありますけれども、あとは鍵がつけられない状況になるので。人が集まるということは悪いことではないけれども、ちょっと防犯上危ない、心配もあるのではないかというのを少しはご理解いただいとって、今から始まってみないと分かりませんけれども。以上、用心の話です。

○議長（山下一義君）答弁求めますか。（「大丈夫です」の声）ほかに質疑ございませんか。

7番議員、西口君。

○7番議員（西口義充君）ちょっと変更契約の話ではございませんけれども、3月いっぱいまで工事が終わるということですのでけれども、終われば体育館の使用率も相当多くなるのではないかと考えております。

それから、一番問題は体育館の内から県道に出るとき、あるいは右折禁止になっておりました。それは右折の看板とか多分立てられると思うんですけども、県道に出るとき、前のほうにポールか何か立てるといような話をされていたと思うんです。県道に体育館から出るときに、右折できないようにポールを立てるといような話が多分あったと思うんですけども、そういうのはなかったですかね。それがなければ多分右折をされる人が多くなるんじゃないかと思えますけれども、そこら辺は県警とはどういうふうになっていますか、話は。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（堀田和也君）西口議員のご質問にお答えいたします。

あそこの運動公園と県道の交差点部分、あちらのほうにつきましては、熊本県と協議の上、やっぱり右折のほうは原則してほしくないというところで、今後、村の最後の舗装工事、あちらのほうでそういった右折ができないようなポールを設置する予定でございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）7番議員、西口君。

○7番議員（西口義充君）今の説明で右折をしてほしくないといようなことでしたけれども、できないということではないということですか、それは。

その説明ではできるんじゃないかというようなことになりますけれども、いかがですか。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（堀田和也君）すみません。県のほうと協議した結果、県のほうが右折はここはしないでほしいというところの協議でございましたので、右折ができないような対策ということで、ラバーポールというようなところを設置したいと思います。以上でございます。

○議長（山下一義君）7番議員、西口君。

○7番議員（西口義充君）ラバーポールは県のほうで設置するんですね。村がするんじゃないんでしょう。（発言の声）村がすると。それは何で県がしない、県の事業で県道に対して。県警のほうとはどうなっているんですか、そこは。

○議長（山下一義君）暫時休憩します。

（午前11時05分）

（午前11時06分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

企画商工課長。

○企画商工課長（堀田和也君）西口議員の先ほどのご質問にお答えいたします。

今回、あそこの交差点につきましては、県道との工事施行承認という形で村のほうで工事をいたします。その後の管理につきましては、熊本県のほうで行うというところで進めております。以上でございます。

○議長（山下一義君）7番議員、西口君。

○7番議員（西口義充君）じゃ、ポールを立てたら右折れできないようになるんですね。じゃ、それではいいんですけれども、やはりポールを倒してでも右折れされる方が出てくるような据付けでは困りますのでね。そこら辺は問題、事故がないのが一番なんですけれども、やはり大会とかあつて車が一気に出るときは相当渋滞しますので、違反される方も相当おられると思いますけれども。村の方は迂回路は分かるんですけれども、外部から来られたときにはなかなか我々が思うような行動を取っていただけないというようなことが起きるんじゃないかと思っております。行政としても、そこは十分に対応できるような看板とかも上げていただいて、事故がないようにしていただきたいと思います。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

9番議員、桂君。

○9番議員（桂悦朗君）今の話で、空港から来る車というのは右折できないということですか。ここ狭いですよね。ここで右折するということはできない。今、右折できないということは、そちらから来る車も右折できないとい

うのは、それ指示は、そこにセンターにポールを置くということで、じゃ、それですということですか。ということはここらだったら信号まで行くのか信号で右折して入ってくるのかということではなくちゃならないということですよ。そこを確認をしたいと思います。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（堀田和也君）桂議員のご質問にお答えいたします。

空港から来た車両につきましては、今、新しく造りました公園内の体育館から延びている道、こちらのほうについては右折はできません。その先の、今、商工会の前、あちらのほうについては右折ができますので、空港方面から来た車両につきましては、今の商工会の先から右折していただいて、総合公園の正門から入っていただくというふうな経路で考えております。以上でございます。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

9番議員、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）じゃ、その部分については右折できないようにラインをですよ、そこは右折できないように真っすぐ何か入れとかんと、これ右折してくる人も出てくるんじゃないかなと。もし事故があったときにそういうのが、指示も何もなければいけませんので、そこらあたりも考えてやってもらいたいと思います。

○議長（山下一義君）答弁求めますか。（発言の声）ほかに質疑ありませんか。

7番議員、西口君。

○7番議員（西口義充君）今、桂君が言いましたように、入り口が多分村の人は分かると思うんですけども、大会等で来られる方は分からないと思います。体育館の入り口というのがどこにあるのかということがはっきりしないと、今度は迷っている間に、すぐ先は信号ですので、脇見したときに追突事故とか起こすかもしれないです。そういうことで体育館の入り口が分かるような看板を立てるとか、道路に体育館入り口はこちらですよというような道路で案内の字を書くこととか、そこら辺も考えていかないと、目先の信号はあまりにも狭いので、もう脇見して事故ったら、本当に西原村はどういう造り方しているんだということになると思いますので、そこら辺もちょっと考えていただいて対応策をお願いしたいというふうに思います。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）西口議員と桂議員のご質問にお答えします。

空港方面から来られる方につきましては、2つ方法がありまして、1つは先ほど企画課長が申しました商工会入り口から入る方法と、信号から右折していただいて病院の前を通って入っていただく方法2つございまして、これに関しましては、まだ私自身も相当迷っておりまして、1回状況を見ながら、一番いいのが、安全なのが、信号を右折して、それから病院の前を通って真

っすぐ入るのが安全なんじゃないかというふうには思っております。そこら辺も住民さんが使用されてどっちがいいかとか、そこら辺を伺いながらやっ  
ていければというふうに感じているところでございます。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第4号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに  
賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第4号は原案どおり可決されました。

以上で、本日の議事日程及び会期日程は全部終了しました。

これをもって閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、これをもって令和6年第1回西原村議  
会臨時会を閉会します。お疲れさんでした。

午前11時13分 閉 会



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

熊本県阿蘇郡西原村議会議長 山 下 一 義

9 番議員 桂 悦 朗

1 番議員 尾 崎 幸 穂